

任免・服務等について

1 職員の任免等の状況について

(1) 採用者の状況

採用方法には、試験による採用と選考による採用があります。

①平成30年度採用試験の実施状況

詳しくは <http://www.city.kashiba.lg.jp/shisei/0000008374.html> をご覧ください。

②平成30年度選考採用の実施状況

選考採用については、再任用職17名(新規6名・継続11名)です。

(注)再任用制度とは、本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われることを踏まえ、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるようにするために定められたものです。

(2) 退職者の状況

退職には、次の事由による退職があります。

定年退職: 定年(60歳)により退職する場合

勸奨退職: 人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勸奨を行い、職員がこれに応じて退職する場合

自己都合退職: 本人の都合により退職する場合

任期満了退職: 任期満了により退職する場合

その他: 死亡などにより退職する場合

職種別事由別退職者数(平成30年度)

香芝市	定年退職	勸奨退職	自己都合	任期満了	その他
一般職	7	—	16	7	—
技能労務職	2	—	—	1	—
合計	9	0	16	8	0

水道事業	定年退職	勸奨退職	自己都合	任期満了	その他
一般職	—	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—	—
合計	0	0	0	0	0

(3) 障がい者の任用状況

障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障がい者の雇用率が定められています。

法定雇用率及び、平成30年6月現在の本市の雇用率は下記のとおりです。

法定雇用率	平成30年度
2.50%	2.18%

2 服務、及び勤務条件等の状況について

(1) 勤務時間その他の勤務条件の状況(平成31年4月1日現在)

勤務時間	本庁などの場合 月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間1時間
------	--

(注)業務運営上の事情により、特別な勤務が必要とする場合は別に定めています。

年次有給休暇	制度の概要	平均取得日数	
		平成29年	平成30年
	労働基準法の規定に基づき1年につき20日付与されます。また現年付与分で20日を超えない範囲で翌年に繰越可能です。	香芝市	香芝市
		10.0	10.9
		水道事業	上下水道事業
		15.7	12.7

(2) 服務の概要

地方公務員法第30条には「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。この趣旨を実現するために職員には次のような服務上の制約が課されています。

基本原則	概 要
法令・条例等及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令・条例、地方公共団体の機関の定める指定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない(地方公務員法第32条)
信用失墜行為の禁止	職員は、その職を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない(地方公務員法第33条)
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする(地方公務員法第34条)
職務専念義務	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない(地方公務員法第35条)
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動してはならない(地方公務員法第36条)
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない(地方公務員法第37条)
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、または、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)

(3) 特別休暇等の導入状況

	種 類	期 間
特別 休暇 等の 概要	公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動に参加する場合	10日以内
	結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む)
	産前の場合	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
	産後の場合	産後8週間まで
	保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内
	妻が出産する場合	2日以内
	育児参加する場合	5日以内(対象となる子が2人以上の場合は10日以内)
	子の看護をする場合	5日以内(対象となる親族が2人以上の場合は10日以内)
	親族の看護をする場合	5日以内
	親族が死亡した場合	配偶者・父母:7日 子:5日 祖父母等:3日等
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	6日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	

(4) 育児休業・育児部分休業の概要と取得状況

育児休業とは子供が生まれてから3歳の誕生日までの間で本人が申し出た期間、連続して休みが取れる制度です(男女問わず可能です)。なお、子供1人につき原則1回となっています。
 また育児部分休業は3歳未満の子供を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。ただし1日2時間までとし、30分を1単位とします。

香芝市	平成30年度取得者数
育児休業	15人
育児部分休業	7人

上下水道事業	平成30年度取得者数
育児休業	0人
育児部分休業	0人

(5) 介護休暇の概要と取得状況

職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があり看護をするため、勤務しないことが相当である認められる場合取得できます。
 なお、介護休暇の期間は、1時間単位で取得でき、連続する6ヶ月以内になります。

○香芝市

平成30年度取得者数	3人
------------	----

○上下水道事業

平成30年度取得者数	0人
------------	----

3 職員の分限処分と懲戒処分の状況

(1) 懲戒処分の概要

職員に非違行為があったとき、その職員に対する制裁としてなされる処分であり、それによって地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。
 なお、この処分については、公平さを欠くことのないよう、各事案の内容等を詳細に調査し、香芝市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、慎重な審査を行った上で決定しています。

懲戒処分の種類は次のとおりです。

- 免職 職員の意に反してその職を失わせる処分
- 停職 一定期間、職務に従事させない処分
- 減給 一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分
- 戒告 職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分

(2) 分限処分の概要

職員の勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としています。

なお分限処分の種類は次のとおりです。

- 降任 現在の職より下位の職に任命する処分
- 免職 職員の意に反してその職を失わせる処分
- 休職 職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分
- 降給 職員が現に決定されている給料よりも低額の給料額に決定する処分

平成30年度における懲戒処分及び分限処分を受けた職員の状況は次の通りです。

○香芝市

処分の種類	処分内容		処分理由
懲戒処分	停職	1人	飲酒運転(酒気帯び)
分限処分	休職	2人	心身の故障のための長期の休養等

○上下水道事業

処分の種類	処分内容		処分理由
懲戒処分	—	—	
分限処分	—	—	

4 研修の状況(平成30年度)

(1)人材育成基本方針の概要

香芝市では職員の視野を広めて、その資質の向上を図り、市行政の高度かつ効率的な運営を行っていくため、以下の研修を実施しています。

○外部研修

主 催	研 修 内 容	参加人数
全国建設研修センター	土木工事積算研修	1名
全国市長会	ブロック別徴収事務研修	1名
全国市町村国際文化研究所	社会福祉法人制度改革と自治体実務	1名
全国市町村国際文化研究所	滞納整理の実践と徴収マネジメント	1名
全国市町村国際文化研究所	空き家対策～自治体の対処法～	1名

○市町村職員研修センター主催研修

研 修 内 容	参加人数
新規採用職員研修	16名
再任用職員研修	1名
ファシリテーション能力向上研修	3名
簿記入門研修	5名
タイムマネジメント研修	1名
情報発信能力向上研修	3名
法学研修(地方自治法)	3名
法学研修(民法)	4名
人事評価研修	1名
パソコン研修	5名
中堅職員研修	2名
文書作成力向上研修	7名
ハードクレーム対応研修	1名
契約事務研修(基礎、応用)	13名
地方公会計の基礎実務研修	5名
滞納整理実務研修	3名
ファシリティマネジメント研修	1名
補助事業執行事務適正化研修	14名
法制執務入門(基礎)(e-ラーニング)	5名
建築技術系職員研修	1名
フォローシップ研修	1名
統計研修(入門編)	6名
秘書担当職員実務研修	1名
魅力的な情報誌の作り方研修	1名
話し方・説明力向上研修	1名
サポートが必要な方への接し方研修	1名
実習で学ぶプレゼンテーション研修	1名
メンタルヘルス(セルフケア)研修	1名

○独自研修

研 修 内 容	参加人数
新規採用職員研修会	16名
管理職研修(ハラスメント防止研修)	56名
変革リーダー研修	52名
メンターメンティー研修	27名
保育所職員研修会	130名
運転適性研修	14名
若手職員研修	36名
人権問題研修	73名
葛城広域圏合同職員研修	5名
香芝市・広陵町合同職員研修	10名
自殺予防に係る行政研修	54名
男女共同参画研修	54名
認知症サポーター養成研修	54名
主体性発揮研修	126名
接遇(クレーム対応)研修	61名
情報公開制度研修	145名

(注)葛城広域圏合同研修は葛城広域圏(大和高田市、葛城市、御所市、広陵町、香芝市)が職員研修を合同で実施することにより、職員研修の合理性、有効性を高め、各地方自治体の職員の資質向上に寄与することを目的として行っています。

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 香芝市職員安全衛生管理体制の概要

香芝市では、労働安全衛生法に基づき、職場における安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するため、香芝市職員安全衛生規則を策定し、以下の者で構成される香芝市職員安全衛生委員会を設置しています。

総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者
総括安全衛生管理代理者	総括安全衛生管理者を補佐する者
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者
安全衛生推進者又は衛生推進者	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師
職員安全衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項及び労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会

総括安全衛生管理者は安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、次の業務を統括管理します。

- ・職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ・職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ・労働災害の防止に関すること

(2) 地方公務員災害補償の概要と実施状況

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償法に基づいて、災害を受けた職員又はその遺族に対し、被災職員の所属する地方公共団体に代わって必要な補償及び福祉事業を実施します。

なお、平成30年度での公務災害認定については次の通りです。

区分	認定件数(件)	
	死亡	傷病
通勤災害	-	0件
公務災害	-	4件

(3) 職員の健康診断の実施状況

労働安全衛生規則の規定により、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康状況の把握に努めています。またよりよい職場環境の実現に向けて、職場巡回等により職場環境の状況を把握し、職場環境の改善に努めています。

(4) メンタルヘルス対策の状況

本市では職員の心の健康の保持増進を図ることを目的に、職員自らがストレスや悩みに対処するセルフケア推進のため、相談を受け入れられるような体制づくりに向け、健康相談室の設置やストレスチェックを実施するなど、予防や早期発見に努めています。また、悩み相談にとどまらず、心の病等による長期療養中の職員の円滑な職場復帰、再発防止に關しての対応も行っています。

6 公平委員会の状況(平成30年度)

(1) 公平委員会の概要

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを目的とし、職員の任免、懲戒等の人事権の行使を適正に行うために設置される行政委員会以下のような権限が与えられています。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること
- ・職員の苦情を処理すること
- ・法律に基づきその権限に属せしめられた事務

事 項	件 数
給与等の勤務条件に関する措置要求の状況	0
不利益処分についての不服申し立ての状況	0
職員の苦情相談の処理状況	0